# (**契約締結**・変更) ※企画開発部保管 2024-雑 福島祈念公園献花台

件 名 (契約予定業務	 <sub>)</sub>   福島県国	国営追悼・	・祈念施	設管理運	営検討等	業務のう	うちパース	作成他		/ 催収入)	_ 7
起案年月日 2025年	•		情報NO: 20240788		受付日	:		受	付番号	:	
希望回答日					起第 (所属・		東北事	<b>务所</b>	山本	浩一	(FI)
添付書類	<ul><li>× 契約<sup>3</sup></li><li>特記<sup>4</sup></li><li>企画</li></ul>	仕様書( ・見積書 ポーザル	案) (事前に	提出して			ザルで特別	定された	<u>·</u> 場合)	)	
代表 専務取	経理 経理担	3当者取		<sup>環境設計部</sup> 幹部署長	<b>≐ I</b>	 関連 署長			発統括	企画開発部長	哲学
_ 社長   *****							石垣様	<del>林</del>	部長	・所長	
   決裁・・・・ 作	 §正決裁 ・	保留・	 ・ 否決		 その他	 年月日:	:				<u> </u>
ろしいか、何してよろしい概要は、以下1. 提出先社株式会性/地方整備/2. 業務件福島県国	かあわせておってする。のとおりです。 発注予定機関 発設環域営公園 登設では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、	展 持ま 担国 営 に 対 当 交 対 に 関 対 に 関	書に押印 ) 対象 は は な ま れ の	t e e e e e e e e e e e e e e e e e e e			意見等	等		
・ 工期 202 ・ 仕様書等 ・ 仕様書等 ■ 本業務はと 社が不落討を対 東北地方整備 更契約の依頼 有識者等への	=	0,000 ~ 300 130 日営発務 原 の 高 の の の の の の の の の の の の の	7 1 1 025年 3月 早札があ 悼祈(国土 か計に付 を図るた	り、弊 E設管理 ご交通省 B加で変 I D D し、			企画開	発部記 <i>力</i>	.欄		

# 注 文 書

(株)プレック研究所

御中

東京都豊島区東池袋2-23-2 株式会社建設環境研究所 代表取締役社長 川鍋 範廣

以下の通り、裏面の契約条項により、注文いたします。 注文請書の到達により、契約が成立します。

合計金額	638,000 円	( 氵	(消費税 58,000 円を含む)				
	品 名		数量	金額 (税抜き)			
福島県国営追悼·祈念施設管理運営検討等業務							
パース作成他業務	Ş		一式	580,000			
		:					

納品場所: 弊社 本社

希望納期: 2025年3月25日

支払期日: 納品締切後50日

考: ——	 	·	

# 契約条項

#### (注文書及び注文請書)

 注文者を甲、請負者をことする。甲は、注文書及び指示書等の資料 (以下『仕様書類』という)により、個々の業務契約の内容をこに 提示し、こは、受託の証として注文請書を提出する。

#### (乙の養務)

 乙は注文書及び仕様書類に基づき、所定の期限内に契約した成果 品又は被務の提供を完了しなければならない。

#### (守秘義務)

3. 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、甲の 許可なく成果品(業務の過程で得られた配録等を含む)を他人に 閲覧させ、複写させ、又は酸養してはならない。

なお、本項の定めは、業務終了後も効力を有するものとする。

#### (貸与品等の取扱)

4. 乙は、業務に必要な物品・資料等を甲から貸与された場合は、注意をもって保管し、紛失、破職等が生じないようにしなければならない。 貸与品は、委託契約範囲外の加工・利用・複写・複製を一切行わないものとする。当該業務終了後は、貸与品を速やかに甲に返却し、 手元に一切機さないものとする。

#### (再委託の禁止)

5. 乙は、甲の許可無く業務の処理を他へ委託してはならない。 本条に基づき再委託をした場合であっても、当該再委託により乙の 本契約に基づく義務及び責任は軽減又は免除されないものとし、 当該第三者の責に帰すべき事由は全て乙の責に帰すべき事由と みなす。

### (安全管理)

6. 乙は、現地作業等の実施に当たり事故等が発生しないよう労働安全衛生法、並びに甲の「安全管理の手引き」に基づき、安全管理の 後底を図り、指導に努めなければならない。

乙は、現地作業中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告 すると共にこの責任において必要な措置を課じなければならない。

# (換審賠償)

 この過失により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のため に生じた経費は、こが負担するものとする。

#### (納品等)

8. 乙は、納期までに甲の受入検査を受け、成果品を納品しなければならない。甲は納品後7日以内に受入検査をするものとし、受入検査の結果、成果品が仕様書類と適合しない場合は、この負担で変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。

変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。 ならない。甲は納品後7日以内に受入検査をするものとし、受入検 査の結果、成果品が仕様書類と適合しない場合は、乙の負担で 変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。 受入検査の結果、合格となった場合、乙は支払請求書を甲へ提出 する。なお、委託代金は銀行振込により支払うものとし、振込手数料 は乙が負担するものとする。

#### (契約不適合責任等)

9. 成果品が契約の内容に適合しないものであった場合は受入検査合格後であっても、乙は、成果品の引渡しの目から6か月以内は、成果の不適合を補稼をし、かつ、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

履行の追究を催告したにもかかわらずこれがない場合は、甲は 不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

#### (契約の解除)

- 10. 甲は、下配に該当する理由があるときは、何らの儲告を要せず、契約の 全部又は一部を解除することが出来る。
  - イ) 乙が、正当な理由なくして期間内に契約事項を履行出来ないとき。
  - ロ)乙が、契約の解除を申し出たとき。
  - ハ)検査に不合格で、指定した期限内に合格する成果品を輸入できないとき。
  - 二)本契約に速反し、その速反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲の受けた損害金の 全部を賠償しなければならない。

#### (成果物の使用)

11. 本業件の成果物について、階負者は注文者へ使用を許斯するものとする。 使用目的:淀川舟運活性化方策計画業務 使用範囲:淀川舟運に関連するポスター、動画 使用期間:2025年10月31日まで

## (反社会的勢力の排除)

12. 甲および乙は、それぞれに役員もしくは従業員が反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力と解領される団体又は人(国又は公共団体の機関によって解領された場合を含む)と関係を有し、又はそれらの名称を使用したり、名称の影響力を利用しない。甲、乙の一力がこの契約に達反した場合には、そのことを理由として他方当事者は何らの通知、僧告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

#### (その他)

- この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは 甲乙協議して解決する。
- 14. 模法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の消費税率により計算する。

に、直ちに本契約を解除することができる。

#### (その他)

- 13. この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは 甲乙協議して解決する。
- 14. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の消費税率により計算する。

注文第 c-3053 号

年 月 日

# 注 文 請 書

株式会社 建設環境研究所 御中

本契約の契約条項は裏面記載の通りとします。

印紙

受託者

住所

氏名

印

合計金額	638,000 円	(消費税 58,000 円を含む)			
	品 名	数量	量 金額(税抜)		
福島県国営追悼・	<b>听念施設管理運営検討等業務</b>				
パース作成他業務		;	式 580,000		

納品場所: 弊社 本社

希望納期: 2025年3月25日

支払期日: 納品締切後50日

備 考:		•
-		
20241186	※税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の消費税	率により計算する

# 契約条項

#### (注文書及び注文請書)

1. 注文者を甲、請負者を乙とする。甲は、注文書及び指示書等の資料 (以下「仕様書類」という)により、個々の業務契約の内容を乙に 提示し、乙は、受託の証として注文請書を提出する。

#### (乙の義務)

2. 乙は注文書及び仕様書類に基づき、所定の期限内に契約した成果 品又は役務の提供を完了しなければならない。

# (守秘義務)

3. 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、甲の 許可なく成果品(業務の過程で得られた記録等を含む)を他人に 閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

なお、本項の定めは、業務終了後も効力を有するものとする。

#### (貸与品等の取扱)

4. 乙は、業務に必要な物品・資料等を甲から貸与された場合は、注意をもって保管し、紛失、破壊等が生じないようにしなければならない。 貸与品は、委託契約範囲外の加工・利用・複写・複製を一切行わないものとする。当該業務終了後は、貸与品を速やかに甲に返却し、手元に一切残さないものとする。

#### (再委託の禁止)

5. 乙は、甲の許可無く業務の処理を他へ委託してはならない。 本条に基づき再委託をした場合であっても、当該再委託により乙の 本契約に基づく義務及び責任は軽減又は免除されないものとし、 当該第三者の責に帰すべき事由は全て乙の責に帰すべき事由と みなす。

# (安全管理)

6. 乙は、現地作業等の実施に当たり事故等が発生しないよう労働安 全衛生法、並びに甲の「安全管理の手引き」に基づき、安全管理の 徹底を図り、指導に努めなければならない。

乙は、現地作業中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告 すると共に乙の責任において必要な措置を講じなければならない。

#### (損害賠償)

7. 乙の過失により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のため に生じた経費は、乙が負担するものとする。

# (納品等)

8. 乙は、納期までに甲の受入検査を受け、成果品を納品しなければならない。甲は納品後7日以内に受入検査をするものとし、受入検査の結果、成果品が仕様書類と適合しない場合は、乙の負担で変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。受入検査の結果、合格となった場合、乙は支払請求書を甲へ提出する。なお、委託代金は銀行振込により支払うものとし、振込手数料は乙が負担するものとする。

#### (契約不適合責任等)

9. 成果品が契約の内容に適合しないものであった場合は受入検査合格後であっても、乙は、甲が不適合を知った時から1年または成果品の引渡しの日から3年以内は、成果の不適合を補修をし、かつ、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

履行の追完を催告したにもかかわらずこれがない場合は、甲は不適合 の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、成果の不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、甲が不適合を知った時から5年、または成果品引き渡しの日から10年とする。

#### (契約の解除)

- 10. 甲は、下記に該当する理由があるときは、何らの催告を要せず、契約の 全部又は一部を解除することが出来る。
  - イ) 乙が、正当な理由なくして期間内に契約事項を履行出来ないとき。
  - ロ) 乙が、契約の解除を申し出たとき。
  - ハ)検査に不合格で、指定した期限内に合格する成果品を納入できないとき。
  - 二) 本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲の受けた損害金の 全部を賠償しなければならない。

#### (著作権の移転)

11. 乙は、成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号 に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作 権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を甲から 乙に当該契約代金を完済したとき乙から甲に譲渡するものとする。 なお、本譲渡の代価は、委託代金に含まれるものとする。 また、乙は著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する 権利をいう。)を行使しないものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

12. 甲および乙は、それぞれに役員もしくは従業員が反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力と評価される団体又は人(国又は公共団体の機関によって評価された場合を含む)と関係を有し、又はそれらの名称を使用したり、名称の影響力を利用しない。甲、乙の一方がこの契約に違反した場合には、そのことを理由として他方当事者は何らの通知、催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

#### (その他)

- 13. この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは 甲乙協議して解決する。
- 14. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降におけ る消費税等相当額は変動後の消費税率により計算する。

# 秘密保持契約書

株式会社建設環境研究所(以下、「甲」という。)と、業務の受託者(以下、「乙」という。)とは、甲が乙に委託する業務(業務の委託可否にかかる検討を含むものとし、別途業務委託契約が締結された場合の委託業務とする。以下、「本件業務」という。)のために甲が乙に開示する甲の秘密情報の取扱に関し、次の通り契約(以下「本契約」という。)する。

### 第1条 (秘密情報の定義)

本契約における秘密情報とは、甲が乙に開示するにあたって、書面、口頭、電子メールその他方法を問わず開示した技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密情報である旨表明した一切の情報をいう。

ただし、乙につき次の各号に該当するものは除外する。

- ①甲より開示を受けた時点において既に公知であったもの
- ②甲より開示を受けた後に情報受領者の故意・過失によらず公知となったもの
- ③甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し又は秘密保持義務を負っていない第三者より 正当な手段により入手していたことを情報受領者が証明できるもの
- ④乙が、甲より開示された秘密情報によることなく、独自に創作・開発したもの
- 2 前項の規 f

ここで、個人情報とは、甲が提供した生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

# 第2条 (秘密保持義務)

- 1 乙は、前条による秘密情報を第三者に開示若しくは漏洩しないものとする。ただし、事前に甲より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と 同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受 理するまでは、当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。
- 3 当該第三者に秘密情報を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。
- 4 乙は、秘密情報の不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、自己の秘密情報を管理 するのと同等の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならないものとする。
- 5 秘密情報に関する複製物及び二次的資料についても前項と同様とする。

# 第3条 (使用目的)

乙は、本契約により開示される秘密情報を本件業務の目的のためにのみ使用し、それ以 外の目的には一切使用しないものとする。

# 第4条 (秘密情報の開示の範囲)

乙は、第1条により開示された秘密情報を、乙の役員又は従業員であって本件業務に従事し業務遂行上当該秘密情報を知る必要がある者及び、乙の顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士その他の法律上秘密保持義務を負う専門家(以下、当該役員、従業員並びに当該顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士及びその他の法律上秘密保持義務を負う専門家を総称して「役員又は従業員等」という。)に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員又は従業員等に対して本契約で定めた事項について、その義務を遵守させるものとする。

# 第5条 (秘密情報の複製)

- 1 乙は、秘密情報である文書、図面、その他書類、電子メール、USB、フロッピーディスク、MOディスク等磁気的又は光学的に保存された媒体を複製又は複写しないものとする。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、本契約が解約されたとき、中止若しくは中断されたとき又は甲から要請があったときは、秘密情報が記載又は保存された文書、図面その他書類、電子メール、USB、フロッピーディスク又はMOディスク等を、その写しと共に全て甲に引渡すものとする。

# 第6条 (秘密情報及び成果の帰属)

- 1 甲から乙に開示された全ての秘密情報は、甲に帰属するものとし、乙に対する秘密情報の開示により、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではない。
- 2 秘密情報に基づいて発明、考案、意匠及び著作物の創作をした場合、その知的財産権 は甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前より保有する知的財産権については、 乙に留保されるものとする。

# 第7条 (情報管理体制の整備)

- 1 乙は、自らの従業員に対して、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密情報の保持について教育を徹底しなければならない。
- 2 乙は、情報管理責任者を設置した上で、甲から提供を受けた秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

# 第8条 (事故発生時の対応)

- 1 秘密情報が第三者に漏洩したおそれが生じたときは、乙は直ちに甲に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。
- 2 甲は乙に対して書面で予告をして、営業期間中乙の立ち会いのもと、乙の事務所に立ち入り、本契約上の乙の義務の履行状況を調査できるものとする。

# 第9条 (差止請求)

- 1 甲は、乙が本契約に違反した場合、乙に対して、秘密情報の使用を差し止めることができる
- 2 乙は、本契約に違反した場合、損害の発生及び拡大防止のため適切な措置を採らなければならない。

#### 第 10 条 (損害賠償等)

乙又は第2条第1項の承諾を得て乙が秘密事項を開示した第三者に起因して秘密情報 が漏洩し、これにより甲又は甲の顧客が損害を被った場合には、甲は乙に対し直接か つ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。ただ し、本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことを乙において証明した場 合はこの限りでない。

# 第 11 条 (契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日より3年間とする。但し、本契約の有効期間満了の3か月前までにいずれかの当事者から本契約を終了させる旨の申し出がない限り、本契約は1年間延長されるものとする。

# 第12条(存続条項)

前条の規定にかかわらず、本契約が終了した場合でも、本条、第8条(事故発生時の対応)、第9条(差止請求)、第10条(損害賠償等)、第13条(秘密情報等の返還)、第16条(合意管轄)については、有効に存続する。

# 第13条(秘密情報等の返還)

- 1 乙は、本契約が終了したとき又は甲から要請を受けたときは、直ちに秘密情報が記録 された書面その他の媒体(第5条に基づき複製、複写又は要約されたものを含む。) の一切を甲に返還しなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、前項の返還に代えて、前項に記載された媒体を乙の責任で廃棄をするとともに、かかる廃棄の事実を証明する文書を提出するよう求めることができる。

# 第14条(協議条項)

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

# 第 15 条 (準拠法)

本契約は、日本国法に準拠するものとする。

# 第 16 条 (合意管轄)

本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# 第 17 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結日において、自ら(その役員及び従業員を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- 4)暴力団関係企業又は暴力団関係団体
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
- ⑥その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、その相手方当事者は本契約を解除できるものとし、本契約が解除された場合、乙は、第13条に従い秘密情報を返還するか、破棄するものとする。

# 第 18 条 (その他)

本契約は、日本語で作成されたものを正文とする。本契約につき翻訳が作成される場合においても、日本語の正文のみが契約として効力を有するものとし、翻訳は何らの効力を有しないものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は、各1通を保有する。

2025年3月5日

住所 東京都豊島区東池袋2—23—2 甲 会社名 株式会社建設環境研究所 代表取締役社長 川鍋 範廣

住所 乙 会社名 (業務の受託者)

印